

令和2年9月18日

議員各位

桑名市議会議長

伊藤 真人

下記のとおり、記者クラブへの投げ込み資料をお知らせします。(2件)

桑名市政記者クラブ資料

表題 (テーマ)	第28回桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました		
日時 (時期)	令和2年9月17日(木)午後3時30分～午後4時		
場所	桑名市役所 3階第2会議室		
内容 (特記事項)	別紙のとおり ※「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準(9月17日付)」については、本日、別に記者クラブ資料として提出しています。		
担当課係名 担当者 電話番号	防災・危機管理課 防災企画・管理係 0594-24-1397(内線397) 保健医療課 管理係 0594-24-1195(内線195)	広報担当者 氏名 電話番号	防災・危機管理課 課長 保健医療課 課長
記者会見の 有・無	存 (無)		
提出日	令和2年9月18日(金)		

第 28 回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました

会議概要

1. 現状の報告及び今後の対応方針について

感染状況等について

(事務局)

- ・昨日(9月16日)までの発表では、三重県内で延べ466人、そのうち桑名市内では37人という状況である。最近の三重県の感染者の状況は7月55人、8月279人、9月86人となっている。
- ・県内の入退院の状況としては、昨日(9月16日)現在で、入院が78人、退院等は383人となっており、病床の確保状況については、即応病床328床、軽症者向けの宿泊療養施設100室の合計428床・室が確保されている状況である。
- ・また、インフルエンザの流行に備えて、国から発熱などの症状がある人の相談・受診の流れが公表された。症状のある人は、まずは、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談することとしている。また、新型コロナウイルスに関する相談窓口「帰国者・接触者相談センター」を「受診・相談センター」に改め、相談先に迷う人などには、「受診・相談センター」に電話することとし、この相談体制を10月中に整備することを県に求めている。

市主催事業等の開催及び貸館基準について

(事務局)

- ・9月11日、国が現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9月19日以降の催物開催について緩和する方向を示した。
- ・三重県においても、国に準じる対策を講じる方針であることから、市においても「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」をこれに合わせる形で変更することとした。
- ・適用期間は、令和2年9月19日から令和2年11月30日までとし、変更点としては、屋内の場合、人数の上限を収容定員までとし、収容率は、大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合は100%以内、大声での歓声・声援等が想定される場合は50%以内としている。屋外の場合、人数の上限を、定員10,000人を超える場合は50%、10,000人以下の場合は5,000人とし、収容率は屋内の場合と同様で、人数上限と収容率を比べ、どちらか小さいほうを限度としている。
- ・また、改めて、感染症対策の徹底と、大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合は「事業内容に応じた適切な人と人との間隔の確保」、大声での歓声・声援等が想定される場合は「人と人との間隔(1m)の確保」を明記することとした。
- ・加えて「異なるグループ間では、座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では、座席間隔を空けなくても良いこととする」などの文言を加えている。
- ・確認していただき、意見等があれば伺いたい。
- ・特に異論はないとのことなので、この「主催事業等の開催及び貸館基準」を基準として9月19日から適用することとする。

市主催行事開催予定状況について

(事務局)

- ・本日(9月17日)現在の市主催行事の開催予定状況を一覧にまとめた。新しい基準に照らし、対応をお願いしたい。

(地域コミュニティ局)

- ・令和3年の成人式については、基準に照らし感染防止対策を講じたうえで会場をNTNシティホール、ヤマモリ体育館の2カ所に分けて開催する予定である。

2. その他

- ・次に対策本部会議 状況に応じて適宜開催

桑名市政記者クラブ資料

表 題 (テーマ)	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準（9月17日付）」について		
日 時 (時期)	令和2年9月18日（金）		
場 所			
内 容 (特記事項)	<p>桑名市では、感染拡大防止の観点から、令和2年8月28日付で9月末までを期限とする「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」を定め、対応を図ってまいりました。</p> <p>しかしながら、9月19日から国が現在のイベント開催制限を緩和すること、また三重県においてもこれに準じる対策を講じる方針であることを踏まえ、別紙のとおり、市主催事業等の開催及び貸館基準を改め、対応していくこととします。</p> <p>なお、この基準については、今後、国や県が新たな基準や方針を示した際や、市民の生活圏と認められる地域において顕著な感染拡大が認められた際などには、適宜見直すこととします。</p> <p>【主な変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2. 基準適用期間」の変更 ・「3. 市主催事業等の開催及び貸館基準」の変更 ・「4. 開催する場合の感染防止対策」の拡充 <p>※ 詳細は別紙をご覧ください。</p>		
担当課係名 担 当 者 電 話 番 号	防災・危機管理課 防災企画・管理係 0594-24-1397(内線397) 保健医療課 管理係 0594-24-1195(内線195)	広報担当者 氏 名 電 話 番 号	防災・危機管理課 課長 保健医療課 課長
記者会見の 有 ・ 無	有 (無)		
提 出 日	令和2年9月18日（金）		

令和2年9月17日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための 市主催事業等の開催及び貸館基準

1. 基本的な考え方

桑名市では、感染拡大防止の観点から、令和2年8月28日付の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」に基づき、対応を図ってまいりました。

今後については、国が現在のイベント開催制限を緩和すること、また三重県においてもこれに準じる対策を講じる方針であることを踏まえ、以下のとおり、市主催事業等の開催及び貸館基準を定め、対応していくこととします。

なお、この基準については、今後、国や県が新たな基準や方針を示した際や、市民の生活圏と認められる地域において顕著な感染拡大が認められた際などには、適宜見直すこととします。

2. 基準適用期間

令和2年9月19日（土）から令和2年11月30日（月）まで

※ 桑名市が感染拡大防止策を強化する必要がある際は、この基準に関わらず、速やかに事業等の中止や貸館の停止をいたしますので、その旨を了承の上、事業等の企画や施設の借り上げ等を行っていただくようお願いいたします。

3. 市主催事業等の開催及び貸館基準

(1) 市主催事業等の開催基準

参加者を特定することかつ「4. 開催する場合の感染防止対策」の徹底を図ることを前提に、以下のとおりの開催基準とします。

1) 屋内の場合

人数上限	人数上限なし（収容定員まで）	
収容率	大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合	大声での歓声・声援等が想定される場合
	100%以内	50%以内 ※1

2) 屋外の場合

人数上限	収容定員 10,000 人越え	収容定員 10,000 人以下
	収容人数の 50% ※1	5,000 人 ※1
収容率	大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合	大声での歓声・声援等が想定される場合
	100%以内	50%以内 ※1

<注意事項>

○ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例は以下のとおり。

※ 感染症対策の徹底と事業内容に応じた適切な人と人との間隔の確保をお願いします。

- ・ 【音楽】クラシック音楽、歌劇、吹奏楽等のコンサート等
- ・ 【演劇】現代演劇、読み聞かせ等
- ・ 【舞踊】バレエ、現代舞踊等
- ・ 【伝統芸能】人形浄瑠璃、歌舞伎等
- ・ 【芸能・演芸】講談、落語、漫談等
- ・ 【公演・式典】各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、入学式等
- ・ 【展示会】各種展示会、商談会等

○ 大声での歓声・声援等が想定されるものの例は以下のとおり。

※ 感染症対策の徹底と人と人との間隔（1m）の確保をお願いします。

- ・ 【音楽】ロックコンサート、ポップコンサート等
- ・ 【スポーツイベント】サッカー、野球等
- ・ 【公演】キャラクターショー等
- ・ 【ライブハウス・ナイトクラブ】ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

- 異なるグループ間では、座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では、座席間隔を空けなくても良いこととする。（※1）
- 食事を伴う事業等については「大声での歓声、声援等が想定される場合」として取り扱うこととします。
- 令和2年12月1日以降の取扱いは、国や県の方針に基づき検討します。
- 【屋外の場合のみ】人数上限と収容率を比べ、どちらか小さい方を限度とします。（両方の条件を満たす必要があります。）
- 【屋外の場合のみ】地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等について
 - ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討し、開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設け、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
 - ・ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、LINE公式アカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」や接触確認アプリ「COCOA」等のアプリの活用、感染拡大防止のための参加者の連絡先等の把握の徹底を図ること。

(2) 貸館基準

桑名市の施設等を貸し出す際は、事業等主催者が参加者を特定することかつ「4. 開催する場合の感染防止対策」の徹底を図ることを前提に、以下の点を踏まえ、貸出の可否を判断することとします。

- 1) 新規予約の受付については、事業等主催者が上記の「(1) 市主催事業等の開催基準」を踏まえた参加人数等を遵守することを条件に、受付を行うこととします。
- 2) 既に予約を受け付けているものについては、事業等の内容が「(1) 市主催事業等の開催基準」に抵触しているか否かを確認し、必要に応じて、中止や人数変更等を主催者に求めることとします。

なお、桑名市内において感染拡大防止策を強化する必要があるが生じた際は、この基準に関わらず、速やかに予約の取り消し等をいたしますので、その旨を了承の上、事業等の企画や施設の借り上げ等を行っていただくようお願いいたします。

また、施設等を貸し出す際は、事業等主催者に対し「屋内での十分な換気」「接触感染や飛沫感染等のリスクに応じた感染防止策」「感染者の来場を防ぐ対策」「感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築」等を適切に行うよう、促すこととします。

4. 開催する場合の感染防止対策

(1) 開催前の対策

- 事業等主催者は、県外にお住まいの方の参加について、当該都道府県の移動に関する方針に十分留意し、対応していただくよう、対策を講じること。特に、県外への移動自粛が呼びかけられている都道府県にお住まいの方の参加については、今一度検討いただき、控えていただくように事業等主催者は対策を講じること。
- 以下のいずれかに該当する場合は、事業等への参加はできないこととし、事業等主催者はその徹底を図ること。
 - ・ 感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方
 - ・ 発熱や咳等の風邪症状がみられる方
- 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方については、参加をご遠慮していただくこととし、事業等主催者はその徹底を図ること。
- 事業等主催者は、参加者の皆様に対し、スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用を推奨すること。また事業等の主催者の皆様においては、LINE公式アカウントを活用した接触確認システム「安心みえるLINE」の活用に努めること。
- 事業等主催者は、保健所から要請があった場合に参加者名簿を保健所へ提供し、参加者自身も保健所からの聴き取りにご協力いただく旨、事前に参加者から了承を得ること。
- 事業等主催者は、事業等の前後で公共交通機関、飲食店等で密集を回避するために、交通機関、飲食店の分散利用を注意喚起すること。

(2) 開催時の対策

- 事業等主催者は「新しい生活様式」に基づき、適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、声援に係る感染防止策等）を講じること。
 - 事業等主催者は、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（3つの「密」）の回避や、人と人との距離を確保するための対策を講じること。特に換気については、強化すること。
 - 事業等主催者は、大声での発声または近接した距離での会話等を控えるよう、対策を講じること。
 - 事業等主催者は、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、事業等の前後や休憩時間などの交流等を控えるよう参加者に対して呼びかけること。
 - 事業等主催者は、選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を行うこと。
 - 事業等主催者は、出演者等と観客が休憩時間等に接触しないよう、確実な措置を講じること。
 - 事業等主催者は、参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めること。
- ※ なお、作成した参加者名簿は個人情報保護の観点から、適正に管理し、事業等から14日を経過した後、不要となった時点で確実に廃棄すること。

<参考>

「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」インストール方法	
Google play https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar 	App Store https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458 
「安心みえるLINE」について	
「安心みえるLINE」について https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm 	事業者の皆様向けガイド https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00003.htm 
利用者の皆様向け利用ガイド https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000077_00002.htm 	

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。